

監査公表第17号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体に係る監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年10月17日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	有馬	茂人

## 財政援助団体監査結果報告

### 1 監査の実施日

令和元年8月9日（金）

### 2 監査の対象

#### (1) 団体名

公立大学法人 敦賀市立看護大学

#### (2) 補助金等概要

##### ① 平成30年度公立大学法人運営費交付金

交付金交付額 418,181,000円

##### ② 平成30年度公立大学法人施設整備費補助金

補助金交付額 55,522,800円

### 3 監査の方法

あらかじめ公立大学法人敦賀市立看護大学及びふるさと創生課（以下「主管課」という。）から、補助金等の交付に関する一連の調書、予算決算書、その他関係諸帳簿の提出を求め審査すると共に、公立大学法人敦賀市立看護大学及び主管課職員の説明を聴取して、補助事業が目的達成のため適正に執行されているか確認を行った。

### 4 監査の結果

平成30年度に交付した各補助金等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されているものと認められる。

ただし、次の事項については、適正な措置等をとられ、主管課においては、今後も補助事業に対し安定した運営ができるよう指導をお願いする。

#### (1) 運営費交付金について

敦賀市立看護大学においては、開学時に敦賀市から交付された運営費交付金について、交付目的に則した使途について再検討されたい。また、主管課においては、中期目標期間である令和2年3月末を目途とし当該交付金の取扱いについて検討されたい。

(2) 地域貢献について

敦賀市立看護大学の卒業生が、地元敦賀市の医療機関に就職し、永く地域医療に貢献してもらえるよう関係機関と連携を図るとともに、魅力ある大学づくり、開かれた大学づくりに一層努力されたい。